

# 第96回北海道国土利用計画審議会

## 議事録

開催日時：平成29年8月30日(水) 13:30～15:20  
開催会場：第二水産ビル 4階4F会議室

## 第96回北海道国土利用計画審議会

- 次 第
- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 議 題

- 会長及び会長代理の選任について
- 北海道土地利用基本計画（計画図）の変更について
- 北海道土地利用基本計画（計画書）の変更について

- 4 その他
- 5 閉 会

- 出席者  
(委員側)

会長	中 村 太 士
委員	伊 澤 珠 樹
〃	石 崎 香 理
〃	石 本 留美子
〃	大 場 英 彦
〃	小野寺 理 佳
〃	迫 田 宏 治
〃	椎 野 亜紀夫
〃	塩 越 康 晴
〃	多 田 正 光
〃	永 野 仁

- (道側)

総合政策部政策局	計画推進担当局長	山 本 文 彦
総合政策部政策局土地水対策課	課長	阿 部 潤 一
〃	主幹	平 賀 功 浩

- (事務局)

総合政策部政策局土地水対策課	主査	祐 川 正 光
〃	主査	武 安 郁 男
〃	主査	山 口 賢 一

- (関係課)

環境生活部環境局環境政策課	主査	小 峰 健 一
環境生活部環境局生物多様性保全課	主査	増 本 弘 次
農政部農業経営局農地調整課	主査	原 智 彦
〃	技師	川 上 広 樹
水産林務部林務局森林計画課	主査	中 川 みちよ
〃	主事	河 野 篤
建設部建設政策局維持管理防災課	主査	渡 部 学
建設部土木局河川砂防課	主査	吉 崎 貴 博
建設部まちづくり局都市計画課	主査	野 並 克 弘

## 1 開会

### □ 事務局（阿部課長）

皆様、本日はありがとうございます。定刻前ではございますが、皆様お揃いのようなので、ただ今から第96回北海道国土利用計画審議会を開催いたします。本日司会を務めさせていただきます総合政策部政策局土地水対策課長の阿部と申します。本日よりよろしくお願い申し上げます。

審議会の開催に当たりまして、総合政策部政策局計画推進担当局長の山本よりご挨拶申し上げます。

## 2 挨拶

### □ 事務局（山本局長）

計画推進担当局長の山本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。まず、委員の皆様におかれましては、お忙しいところ、本日、この審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、この審議会ですが、今年の2月1日から第15期の新体制となっているところでございますが、皆様方には委員の就任につきましてご快諾をいただき、この場をお借りして、改めてお礼申し上げます。今後3年間、土地利用行政に対してご指導、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

さて、最近の土地利用を巡る状況ですが、人口減少に伴う国土の管理水準の低下ですとか、また大規模災害の切迫など、様々な課題の対応が求められているところでございまして、こうした課題に対応するため、この審議会でご意見をいただきながら、今年の3月に、国土利用計画の北海道計画を変更し、適切な道土管理、安全・安心の土地利用といった視点を、土地利用の基本方針に位置づけたところでございます。

本日のこの会議でございますが、会長、会長代理をご選任していただくほか、土地利用基本計画の計画図と計画書の変更について諮問をさせていただきたいと考えております。

なお、この計画書の変更につきましては、先ほど申し上げましたが、今年の3月に変更いたしました国土利用計画の北海道計画を基本とするとされておりますことから、その整合性を図るため所要の変更を行うものでございまして、この度、その素案を取りまとめるに当たりまして、ご意見を賜りたいと存じます。

最後になりますが、委員の皆様方におかれましては、ちょっと時間が長くなるかと思いますが、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、審議会の開催に当たってのご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

## 3 委員紹介

### □ 事務局（阿部課長）

続きまして、委員改選後、本日が初めての審議会となりますので、委員の皆様のご紹介を申し上げます。五十音順でご紹介させていただきます。

北海道不動産鑑定士協会の伊澤委員です。

### □ 伊澤委員

よろしくお願いいたします。

### □ 事務局（阿部課長）

小樽商科大学准教授の石崎委員です。

### □ 石崎委員

石崎です。よろしくお願いいたします。

### □ 事務局（阿部課長）

北海道商工会女性部連合会会長の石本委員です。

- 石本委員  
石本です。よろしくお願いいたします。
- 事務局（阿部課長）  
日本土地家屋調査士会連合会参与の大場委員です。
- 大場委員。  
よろしくお願いいたします。
- 事務局（阿部課長）  
名寄市立大学教授の小野寺委員です。
- 小野寺委員  
よろしくお願いいたします。
- 事務局（阿部課長）  
札幌弁護士会の迫田委員です。
- 迫田委員  
迫田です。よろしくお願いいたします。
- 事務局（阿部課長）  
札幌市立大学准教授の椎野委員です。
- 椎野委員  
椎野です。よろしくお願いいたします。
- 事務局（阿部課長）  
江別消費者協会会長の塩越委員です。
- 塩越委員  
塩越です。よろしくお願いいたします。
- 事務局（阿部課長）  
北海道農業会議副会長の多田委員です。
- 多田委員  
よろしくお願いいたします。
- 事務局（阿部課長）  
北海道大学教授の中村委員です。
- 中村委員  
中村です。よろしくお願いいたします。
- 事務局（阿部課長）  
北海道林業協会副会長の永野委員です。

□ 永野委員

永野と申します。よろしくお願ひいたします。

□ 事務局（阿部課長）

出席いただいた委員は以上でございますけれども、本日都合によりまして、ご出席いただけなかった委員ですが、室蘭工業大学准教授の川村委員、北海道市長会理事でございまして滝川市長の前田委員、北海道町村会理事であつて士幌町長の小林委員、北海道女性団体連絡協議会副会長の平間委員でございます。

本日、審議会における出席委員数は、委員総数15名のうち11名の委員のご出席をいただいております。従ひまして2分の1以上の出席がございまして、北海道国土利用計画審議会条例第6条第2項の規定によりまして本会議が成立していることをご報告申し上げます。

次に本審議会につきましては、北海道情報公開条例第26条によりまして、会議を原則公開することとさせていただきます。併せて、会議の議事録につきましても同様の取り扱いとなつてまいります。後ほど会長の選任後、会長から議事録署名委員のご指名をいただくこととさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

これより議事に入りますけれども、委員の改選によりまして、本日会長を選任いただくこととなつてございまして、会長を選任いただくまでの間、慣例によりまして、私が議事を進行させていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

会長選任に先立ちまして、本審議会の概要について事務局よりご説明を申し上げます。

4 審議会概要説明

□ 事務局（平賀主幹）

土地水対策課の平賀でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは説明に当たりまして座つて説明させていただきます。では、審議に入る前にこの審議会の概要につきましてもご説明いたします。

お手元に「国土利用計画審議会資料」と名前のある青のフラットファイルをお手元にお配りしていると思ひますけれども、こちらをご覧願ひいたします。このファイルには審議会に關します資料を綴つておりまして、審議会の都度、机の上に置かせていただくこととしております。持ち帰つていただいても結構でございますし、その際は次回の審議会にお持ちいただければと思ひます。

なお、その際、ご持参なさらなくても事務局でご用意いたします。

まず初めに、「名簿」と書かれておりますインデックスの次の「国土法」のインデックスをお開き願ひいたします。「国土法」これは国土利用計画法の略称でございますが、ここでは本審議会に關する部分を抜粋いたしております。

一番下の第38条第1項、これが本審議会の設置根拠となつておりまして、「この法律の規定によりその権限に属させられた事項」とありますけれども、上の第7条第9項で準用する第3項の規定に基づきまして、国土利用計画の北海道計画を変更する場合がございますとか、本日の議題でもございますが、第9条第14項で準用する第10項の規定に基づきまして、土地利用基本計画を変更する場合のほか、知事の諮問に応じまして、北海道の区域における国土の利用に關する基本的な事項などについて調査審議するため、本審議会を置くこととされているところでございます。

それから、その下の第38条の第2項でございますけれども、審議会の組織及び運営に關しましては条例で定めることとされているところでございます。

ファイルの次の「条例」のインデックスをお開き願ひいたします。北海道国土利用計画審議会条例でございます。

第3条で委員は15名以内とされております。

恐縮でございますけれども、ファイルの一番最初の「名簿」のインデックスをご覧ください。資料の一番最初にこの審議会の委員名簿を添付させていただいておりますけれども、第15期の委員につきましては、農業や林業など各分野から15名の皆様にご就任いただいたところでございます。

それでは、また恐縮ではございますが、「条例」のインデックスに戻つていただきまして、第

4条第2項で委員の任期は3年とされております。皆様の任期につきましては、平成32年1月31日までとなっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、第5条第2項で審議会の会長は互選によるとされており、また、第4項で会長代理をあらかじめ会長が指名することとなっております。後ほど会長及び会長代理の選任についてよろしくお願いいたします。

第6条第1項で審議会の会議は会長が招集することになっております。今回は会長がまだ選任されておられませんことから、事務局から開催案内をさせていただいたところでございます。

第2項につきましては、先ほど冒頭で本日の会議は成立していることをご報告申し上げましたが、会議は委員の2分の1以上の出席により成立することとなっております。

また、第3項で審議会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによるとされているところでございます。

以上、審議会の概要についてご説明申し上げます。

□ 事務局（阿部課長）

ただ今の事務局からの説明につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

（発言なし）

5 会長選任

□ 事務局（阿部課長）

それでは、議題（1）「会長の選任について」でございますけれども、ただいまご説明申し上げますとおり、会長の選任につきましては、北海道国土利用審議会条例第5条第2項によりまして、委員の互選によるということになってございます。

会長の選任に当たりまして、委員の皆様からご発言などございますでしょうか。

いかがでしょうか。

（発言なし）

□ 事務局（阿部課長）

ご発言がないようですので、事務局から提案をさせていただいてよろしいでしょうか。

（発言なし）

□ 事務局（阿部課長）

ご異議ないようですので、事務局といたしましては、これまで2期にわたって会長を務められた中村委員に引き続きお引き受けいただきたいと思っております、いかがでしょうか。

（異議なし）

□ 事務局（阿部課長）

ご異議ないようですので、中村委員を会長に選任させていただきたいと思っております。

中村会長には、恐縮ですが、会長席の方にお進み願います。

それでは、この後の議事進行につきましては会長をお願いを申し上げたいと思っております。よろしくようお願いいたします。

6 会長就任挨拶

□ 中村会長

3期目ということで、たぶん、これで私はお役御免となれると思うのですが、あと3年間皆様のご協力を得ながら、この審議会を共に進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

## 7 会長代理指名

### 中村会長

それでは、早速なんですけれども、議事に入らせていただきます。先ほどお話しがあったとおり、会長代理を指名しなくてはいけないということで、審議会条例第5条第4項によりまして、あらかじめ会長代理を指名しておきたいと思います。

椎名委員に会長代理をお願いしたいのですけれども、よろしいでしょうか。

### 椎名委員

はい。よろしく申し上げます。

### 中村会長

はい、ありがとうございます。

それでは、椎名委員、よろしくお願ひいたします。

## 8 議事録署名委員指名

### 中村会長

続きまして、先ほど、事務局から説明がありました議事録署名委員について指名させていただきますと思います。議事録署名委員につきましては、会長と会議の都度会長が指名する2名の計3名が議事録に署名することとなっておりますので、ご了承願ひたいと思います。

これまで委員名簿五十音順からそのときの出席者に当てはめてお願ひしています。今回は委員改選後、初めての審議会となりますので、伊澤委員と石崎委員お二人にお願ひしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

### 伊澤委員

よろしくお願ひします。

### 石崎委員

よろしくお願ひします。

### 中村会長

それでは、次の議題に入る前に本審議会の主たる事案となります土地利用基本計画の概要等について、事務局から説明をお願ひいたします。

## 9 土地利用基本計画の概要等について

### 事務局（平賀主幹）

それではご説明させていただきます。

初めに本審議会の設置根拠ともなります国土利用計画法について説明いたします。資料番号が入っていないA4版、2枚ものをお手元にお配りしていると思います。

また、スクリーンでも表示させていただいておりますけれども、国土交通省作成の資料を引用させていただいております。

まず、国土利用計画法制定の背景でございますが、昭和30年代以降、人口や産業の大都市への集中に伴いまして、都市的土地利用の無秩序な拡大や、大都市地域におきまして、土地利用の混乱、地価の高騰が生じたほか、昭和40年代後半には投機的な土地取引の増大により全国的な地価の異常高騰、土地の大量買い占め、乱開発による自然環境の破壊等が発生したところでございます。

このような状況のもと、国民生活に及ぼす弊害を除去するとともに、乱開発の未然防止などを図るために、昭和49年に国土利用計画法が制定されたところでございます。

2枚目をお開き願ひたいと思いますけれども、国土利用計画法の体系でございます。国土利用計画法は大きく4つの内容で構成されております。一つ目が国土の利用に関する基本構想を定める「国土利用計画」、二つ目が個別規制法に基づく諸計画の総合調整等を行う「土地利用基本計

画」、三つ目が土地取引に係る届け出等の「土地取引の規制」に関すること、そして、四つ目が有効かつ適切な利用がされていない「遊休土地」に関すること、この4つで構成されているところでございます。

スクリーンの黄色で色塗りしておりますけれども、国土利用計画の都道府県計画、それから二つ目の土地利用基本計画、これを策定・変更する場合に本審議会のご意見をお聴きすることとなっておりますところでございます。

次に、本日の議題でもあり、また、今後本審議会の主たる議題となります土地利用基本計画につきましてご説明させていただきます。

フラットファイルの「審議関係」と書かれたインデックスをお開き願います。

「国土利用計画と土地利用基本計画」という資料がございますけれども、先ほどご説明いたしました、国土利用計画及び土地利用基本計画を変更する場合は、本審議会でご審議をいただくこととなっておりますところでございます。

まず、左側の国土利用計画につきましては、国土の利用に関して基本的な事項を定めた計画でございます、総合的かつ長期的な国土の利用に関する行政上の指針、ビジョンでございます。国が定めます全国計画、都道府県が定めます都道府県計画、市町村が定めます市町村計画から構成されていまして、国土の利用に関する基本構想や農地や森林などの地目ごとの目標値などを定めているところでございます。

現行の第5次北海道計画につきましては、本審議会でご審議をいただきまして、本年3月に策定したところでございます。

次に右側の土地利用基本計画でございますが、これにつきましては、次ページ以降の資料でご説明させていただきます。

土地利用基本計画は、国土利用計画法に基づき、北海道の区域について適正かつ合理的な土地利用を図るため、ただ今、ご説明いたしました国土利用計画の全国計画及び北海道計画を基本に策定することが義務づけられているものでございます。

その機能といたしましては、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、略して農振法といわれておりますけれども、さらに森林法、自然公園法、自然環境保全法等の個別規制法に基づく諸計画に対する上位計画として総合調整機能を果たすとともに、土地取引に対しては直接的に、開発行為に対しては個別規制法を通じ間接的に規制の基準としての役割を果たすものでございます。

また、土地利用基本計画は、計画図と計画書から構成されております。計画図と申しますのは、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の五地域を5万分の1の地形図上に記載したものでございます。

また、計画書は、土地利用の基本方向や原則、五地域が重複する地域における土地利用の優先順位でございますとか誘導方向等土地利用の調整等に関する事項を文章表示したものでございます。

資料の中段から下段にかけては、個別規制法との関係を記載しておりますけれども、土地利用基本計画は、個別規制法による諸計画の上位計画であるとともに、個別規制法を通じまして、開発行為の規制を行うための基本となる計画でありますことから、土地利用基本計画の五地域と下にあります個別規制法の地域・区域とが乖離しないよう運用するとともに、個別規制法による地域・区域を変更する場合には、あらかじめ対応する五地域、例えば、下に都市計画法の都市計画というものがありますが、これを変更する場合は都市地域を、あるいは農振法の農業振興地域を変更する場合は農業地域を変更しなければならないこととされているところでございます。

これが土地利用基本計画図の変更でございまして、その変更が妥当かどうかということをお諮りいたしまして、ご審議をいただいているところでございます。

また、資料の下段の右側に「土地取引の規制」とございますけれども、一定規模以上の土地取引におきましては、利用目的が土地利用基本計画に適合しない場合には、利用目的の変更を勧告することはできるところでございます。

次のページをご覧ください。計画図についてご説明いたします。

計画図は、五地域を5万分の1の地形図上に記載したものでございますが、凡例にありますとおり、都市地域は赤、農業地域は橙、森林地域は緑、自然公園地域は青、自然保全地域は紫の実

線でそれぞれ示されております。

五地域の実線の枠の中に短い線がございますが、これは通称「ケバ」といっております、「ケバ」の向いている方向がそのエリア内となっております。土地利用基本計画図の変更とは、言い換えますと、この「ケバ」の付いている実線の位置を変更することをいまして、その適否について、本審議会でご審議いただくこととなっておりますのでございます。

また、五地域には、例えば都市地域には市街化区域や市街化調整区域、用途地域、農業地域では農用地区域など個別規制法で指定されております地域・区域を参考表示しているところがございます。

計画図は、1枚の地形図で都市計画法や農振法などに基づく土地利用規制の大まかな状況が把握できるプラットフォームの機能を有しているところがございます。

また、五地域は都市地域や農業地域などが重なっているところがあり、これを重複地域としております。

都市地域の中の市街化を抑制すべき市街化調整区域には、田とか畑とか林などがありまして、このような地域は農業地域でございますとか森林地域と重複してございまして、また、自然公園地域や自然保全地域は森林が存在することが通常でございますので、森林地域と重複するということとなります。

一方、五地域のいずれにも属さない地域がございまして、これを白地地域と呼んでおり、ゴルフ場でございますとか、自衛隊の演習場などが白地地域に該当します。

次のページの「北海道国土利用計画審議会における審議等において」をご覧ください。

なお、本審議会では土地利用基本計画図に関することが主な議題となりますことから、これらご説明いたします内容は計画図の変更についてのもとなります。

資料の2の「審議の方向性」でございますが、土地利用基本計画の変更に当たりましては、道の適正かつ合理的な土地利用を進めるため、変更予定地域が総合的かつ広域的な視点から五地域の基準に照らして妥当か、また、他地域との重複は妥当か、などといったことについてご審議いただきたいと考えております。

具体的には、3の「審議のポイント」にありますとおり、一つ目としまして国土利用計画や土地利用基本計画などとの整合性、二つ目に重複地域を含め五地域区分の設定の妥当性、三つ目に重複地域で変更する場合の土地利用の優先順位等の妥当性、四つ目に地域変更による他地域への悪影響の有無、といった観点からご審議いただきたいと思っております。

なお、これらの考え方につきましては、次ページ以降の別紙1及び別紙2の国の考え方を参考に取りまとめたものでございます。このページの最後、4でございますけれども、土地利用基本計画の変更は年2回行っておりますことから、審議会につきましても、これに合わせまして8月末と1月末の年2回開催することとしているところがございます。

また、必要に応じまして、変更案件に係る現地調査を実施することとしております。

3枚めくっていただきまして、「国土利用計画審議会と個別法審議会のすみ分けについて」というページをご覧ください。

土地利用基本計画の五地域区分の変更につきましては本審議会において、また、個別規制法によります地域・区域の変更につきましては所管の審議会それぞれ審議が行われることとされているところがございますが、本審議会と個別規制法上の審議会の関係につきましては、土地利用基本計画の変更案につきまして、まず、本審議会で総合的な観点から調査審議を行いまして、次いで、比較的専門的な観点から個別審議会における調査審議を諮る方法、あるいは、あらかじめ個別審議会における調査審議を経まして、専門的に問題がないと認められたものを土地利用基本計画の変更案といたしまして、本審議会で総合的な観点から調査審議を諮る方法、この二つが考えられるところがございますが、いずれにいたしましても、両審議会におきまして意見の相違がある場合には、相互にフィードバックをいたしまして、再度の審議を諮ることが望ましいものと考えているところがございます。

なお、次のページの表の右側にありますとおり都市計画審議会は本審議会の後に開催されることになっており、本審議会の意見が都市計画審議会に反映できることとなっておりますほか、他の地域におきましても同じ扱いになっているところがございます。

次のページの「五地域の定義と個別法の定義」をご覧ください。

ここでは、五地域の国土法上の定義と運用上の定義並びに個別規制法による地域・区域の定義を取りまとめております。

それから、次のインデックスでございますけれども、これは本年3月に変更いたしました国土利用計画の北海道計画の本編でございます。土地利用基本計画の基本となるものでございます。

それから、次のインデックスでございますけれども、これは平成22年3月に策定いたしました現行の土地利用基本計画書でございます。本日の議題でもございますが、基本となる国土利用計画の変更を受けまして、この度、変更することとしておりますので、委員の皆様方にはよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

最後になりますけれども、フラットファイルの最後、「参考」のインデックスでございますが、1枚目は計画書本編の10ページ以降に記載しております五地域ごとの土地利用の原則を表にまとめたものでございます。

また、2枚目につきましては、先ほど五地域の重複する場合につきましてご説明申し上げましたが、重複する地域における土地利用の優先順位でございますとか誘導方向の考え方を表に取りまとめたものでございます。

なお、土地利用の原則、それから重複地域における土地利用の考え方につきましては、後ほど土地利用基本計画書の変更の中で具体的にご説明いたします。

以上でございます。

□ 中村会長

はい、ありがとうございます。今のご説明について、ご質問等ありましたら、いかがでしょうか。

□ 中村会長

よろしいですか。たぶん、私も何年やってきても、まだわからないというのがたくさんあるので、その都度、疑問に思いましたら聞いていただいて結構です。

まず、説明をお聞きしたということで先に進ませていただきます。

10 諮問

□ 中村会長

それでは、議題4(2)の北海道土地利用基本計画(計画図)の変更並びに議題4(3)の北海道土地利用基本計画(計画書)の変更について諮問があります。

□ 事務局(山本局長)

それでは、北海道土地利用基本計画の計画図と計画書の変更について、諮問をさせていただきます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いをいたします。

(各諮問文を会長へ手交)

11 議案審議

□ 中村会長

ただ今、この審議会に諮問がありました。

初めに北海道土地利用基本計画(計画図)について審議してまいりたいと思います。

それでは、その内容について事務局から説明をお願いします。

12 議事(北海道土地利用基本計画(計画図)の変更について)

□ 事務局(平賀主幹)

それでは、北海道土地利用基本計画の計画図の変更につきましてご説明いたします。

本日は農業地域の拡大1件についてご審議いただくこととしています。

資料1、スクリーンでも出しておりますけれども、資料1をご覧願います。

まず、1ページ目でございますが、案件整理表でございます。変更地域は網走市でございま

して、農業地域を11ヘクタール拡大するものでございます。

2ページをご覧ください。北海道地図に変更案件に係る市町村を表示いたしております。ピンク色で塗りつぶしている箇所が該当市町村、網走市でございます。

続いて3ページをご覧ください。これは先ほどもご説明しましたけれども、土地利用基本計画の変更案件につきまして、委員の皆様方にご審議していただく際のポイントを整理したものでございます。

道土の合理的利用のため、国土利用計画や土地利用基本計画との整合性、重複地域を含め五地域区分の設定の妥当性などにつきまして、総合的な視点からご審議いただければと存じます。それでは、変更案件の内容につきまして、ご説明させていただきます。

4ページをご覧ください。案件の概要でございますが、本案件は、現況が農地であり、今後も農地として活用することが確実で、周辺の農業振興地域と一体として総合的な農業の振興を図ることが適当でありますことから、当該区域を農業地域に指定するものでございます。

新たに農業地域に指定する面積は11ヘクタールでございます。個別規制法との関係につきましては、農業地域の変更後、個別規制法であります農業振興地域の変更及び農用地区域の指定を行うこととなります。

なお、農業振興地域の変更につきましては、本年10月を予定しているところでございます。

また、国土利用計画法では土地利用基本計画を変更する場合には、あらかじめ国土交通大臣及び市町村長の意見を聴くこととされておりまして、国土交通大臣及び網走市長から意見のない旨回答をいただいているところでございます。

下段になりますけれども、変更地域に係る五地域の指定状況についてでございますけれども、変更前すなわち現在は、五地域のどこにも属さない、いわゆる白地地域となっておりますけれども、変更後は農用地区域が指定された農業地域となります。

一般的に五地域の網がかかっていない場合には、規制するものがないということで、どちらかというところと好ましくないところでございますけれども、今回、白地地域が農業地域に指定されるということで、個別規制法の網がかかり、今後、適正な土地利用が図られるものと考えているところでございます。

5ページをご覧ください。変更区域は網走駅から南へ約14キロメートル、女満別空港から東へ約7キロメートルの大空町と接する位置でございます。

6ページをご覧ください。これは変更区域を土地利用基本計画図に図示したものでございます。変更区域は2カ所ございまして、上が中園地区、下が稲富地区となっております。先ほど変更面積11ヘクタールと申しましたが、上の中園地区が3.5ヘクタール、下の稲富地区が7.5ヘクタールとなっております。

次の7ページをご覧ください。これは、ただ今の土地利用基本計画図の拡大図でございます。赤枠で囲んだところが農業地域に拡大する区域でございます。

なお、赤枠で囲んでおりますけれども、右側の凡例に都市地域が赤で示されておりますが、これは変更区域を赤枠で示しているもので、都市区域ではございませんのでご了承願います。

当該変更区域は、ご覧のとおり橙色の農業地域でございますとか、緑色の森林地域と接しておりますが、五地域のいずれにも属さない白地地域であります。今回この区域を新たに農業地域に拡大しようとするものでございます。

次の8ページをご覧ください。これは、中園地区、上の部分の航空写真でございます。

大まかな周辺の状況がお分かりになると思います。

9ページをご覧ください。こちらは今年の6月に撮影いたしました変更区域の写真でございます。左上の写真で示してありますとおり、3方向から撮影をしております。ここでは、小麦、馬鈴薯、ソバの栽培が輪作で行われています。

次の10ページをご覧ください。稲富地区の航空写真でございます。

11ページをご覧ください。これも今年6月に撮影しました変更区域の写真でございます。左上の写真で示してありますとおり、5方向から撮影をしております。ここでは、中園地区と同じく小麦、馬鈴薯、ソバの栽培が輪作で行われています。

続きまして、この変更区域に関します審議のポイントについてご説明させていただきます。

3ページにお戻り願いたいと思います。まず、ポイント1及び2に関してでございますけれ

ども、恐縮でございますが、フラットファイルの「土地利用基本計画」、現行の第4次の11ページをお開き願います。中段に「農業地域」とありますが、農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域であるとされております。

また、10ページの上段で五地域のいずれにも属さない地域、すなわち白地地域におきましては、当該地域の現況及び周辺地域の関連等を考慮して適正な土地利用を図るとされているところがございます。この度の変更区域は、現在農地として利用している土地を引き続き農地として利用・保全を図るものでございますことから、土地利用基本計画と整合性が図られていること、また、変更区域は土地利用の規制がかからない白地地域にあり、白地地域はできるだけ縮小することが望ましく、適正な土地利用を図る上からも今回農業地域に指定することは適当であると考えているところでございます。

次にポイント3でございますけれども、これは、変更前に五地域区分が重複している場合におきまして、土地利用基本計画の土地利用の優先順位を勘案した変更となっているかどうかということでございますけれども、変更前は白地地域でございますので、この項目につきましては該当していないということになります。

最後にポイント4に関しましては、変更地域は農業地域にも接しており、一体となって利用が図られるものであること、また、現況を変えることなく引き続き農地として利用することから、農業地域の変更によりまして、他地域への悪影響はないものと考えているところでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

中村会長

はい、ありがとうございます。

それでは、今、説明がありました内容につきまして、ご意見・ご質問がありましたらどうぞ。

中村会長

いかがでしょうか。ちょっと、私の方から、拡大地域、例えば6ページを見させていただいたり、若しくは7ページもそうなんですけれども、先ほど、大きさ3.5ヘクタールと7.5ヘクタールとおっしゃったような気がしたんですけど、2倍も違うようには見えませんよね。

事務局（平賀主幹）

図示上、同じような面積に見えるのですが実測でいきますと、上の中園地区が3.5ヘクタール、下の稲富地区が7.5ヘクタールとなっているところでございます。

中村会長

これ、大丈夫なんですか。こんなに。

事務局（平賀主幹）

図面上、誤解を招くような大きさになっているかもしれません。実際は上の中園地区が3.5ヘクタール、下の稲富地区が7.5ヘクタールでございます。

中村会長

ということは、図面は間違っているということですか。

事務局（平賀主幹）

表示につきましては、不正確なところがあるかもしれません。

中村会長

そうなんですか。なんか写真を見ても「あれ？」と思って。とりあえず、間違いはないならいいんですけども、数字が間違っていることではないということですね。はい、わかりました。

(事務局から農政部農業経営局農地調整課へ確認)

- 農地調整課  
はい、間違いないです。
- 中村会長  
他、いかがでしょうか。
- 中村会長  
もうすでに農地として使われているものですし、特段問題はないと思いますけども。よろしいですか。

(発言なし)

- 中村会長  
それでは、ただ今の土地利用基本計画（計画図）の変更については、適当と認めて、その旨答申してよろしいということでしょうか。  
はい、では、そういうことでさせていただきます。  
なお、答申の文案と知事への提出につきましては、私に一任していただくことでよろしいでしょうか。  
はい、ありがとうございます。
- 中村会長  
それでは、ここで10分間休憩をとることとします。  
2時半から始めたいと思います。よろしく願いいたします。

#### — 休 憩 —

### 13 議事（北海道土地利用基本計画（計画書）の変更について）

- 中村会長  
議題（3）の土地利用基本計画（計画書）の変更について審議してまいりたいと思います。  
それでは、まず、事務局の方から説明をお願いいたします。
- 事務局（平賀主幹）  
それでは、説明させていただきます。  
先ほど、北海道土地利用基本計画の計画図の変更につきましてご審議いただいたところでございますが、ここからは計画書の変更につきましてご説明いたします。資料は2-1から2-4まででございます。  
なお、資料につきましては、事前にお送りしていたところでございますが、その後、平成24年に制定しました「北海道水資源の保全に関する条例」を踏まえまして、同条例に基づく水資源保全地域の土地利用について新たに計画書に記載することとしたところでございます。これに関連する記述を本日お配りしている各資料に加えておりますのでご了承願いたいと思います。  
また、さらに資料2-1-2を今回新たに付け加えているものでございます。  
それでは、まず資料2-1をご覧ください。  
「1」の「土地利用基本計画の概要」でございますけれども、これにつきましては、先ほど、冒頭でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。  
次の「2」の「計画書の構成」でございますが、計画書は3つの柱で構成しており、現行計画と変更はありません。「第1」の「土地利用の基本」では、道土利用の基本方向などについて記述しております。「第2」の「土地利用の原則及び調整」では、五地域の重複する地域における土地利用の優先順位などにつきまして記述しております。また、先ほどご説明いたしま

したけれども、水資源保全に関する条例を踏まえまして、「3」といたしまして、「水資源保全地域の土地利用」という項目を新たに設定しているところがございます。「第3」では「土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画」について記載しております。この内容につきましては、後ほど詳しくご説明させていただきます。

次に「3」の「変更の理由」でございますが、土地利用基本計画は、国土利用計画の全国計画及び北海道計画を基本とすることとされており、全国計画が平成27年8月に、北海道計画が今年の3月に変更されましたことから、これらの計画との整合性を図るため所要の変更を行うものでございます。

次の資料2-1-1をご覧ください。これは国土利用計画と土地利用基本計画の策定及び変更年を取りまとめたものでございますが、土地利用基本計画書は、国土利用計画の全国計画及び北海道計画の変更に伴って、これまで4回変更しており、この度、第5次の土地利用基本計画書を策定するものでございます。

また、次の資料2-1-2でございますが、ここでは変更を行う項目を示しておりますけれども、「第1」の「土地利用の基本」では、国土利用計画の変更などに伴う変更を行うほか、「第2」の「土地利用の原則及び調整」では、「水資源保全地域の土地利用」について新たに記述することとしております。

それでは、北海道土地利用基本計画-第5次-の素案について、現行計画の変更点を含めましてご説明いたします。資料は、2-2の「概要」と2-3の「本編」でございますが、まず、資料2-2の「概要」をご覧ください。

初めに、「第1」の「土地利用の基本」についてでございますが、「道土利用の基本方向」では、基本となる国土利用計画における土地利用の考え方との整合性を図るため、今後の土地利用に当たりましては、「適切な道土の管理の実現」、「自然環境や美しい景観等の保全・再生・活用」、そして「安全・安心の実現」を視点として進めることを「道土利用の基本方向」に位置づけるとともに、これら3つの視点に関する内容を新たに記述しております。

「適切な道土管理の実現」では、都市機能や居住の中心部や生活拠点への集約など、「自然環境や美しい景観等の保全・再生・活用」では、自然環境の有する多様な機能を活用したグリーンインフラの取組の推進や水資源の保全と水源周辺における適正な土地利用の確保など、右側の「安全・安心の実現」では、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限などについて記述しているところがございます。

その下の「地域類型別の土地利用」でございますが、ここでは、北海道の区域を「都市」、「農山漁村」、「自然維持地域」の3つに分類いたしまして、各地域ごとの土地利用の基本方向を記述しているところがございます。

まず、左側の「都市」では、低・未利用地の有効活用のほか、近年問題となっております空き家の有効活用を新たに記述したところがございます。真ん中の「農山漁村」では、人口減少を踏まえまして、農山漁村において、コミュニティの再生や住民サービス機能の維持・確保に向けた取組の推進を新たに記述しております。右側の「自然維持地域」では、自然環境の保全・再生を進めるとともに、エコツーリズムなど自然体験、学習等の自然とのふれあいの場としての利用など自然環境を活用するという点について記述しているところがございます。

また、その下の「連携地域別の土地利用」では、道の総合計画である北海道総合計画における6つの連携地域ごとに、昨年7月に策定された「連携地域別政策展開方針」の中にある「地域のめざす姿」でございますとか「主な施策の展開方向」等を踏まえまして、土地利用の基本方向を記述しているところがございます。例えば、左側の「道央広域連携地域」であれば、ものづくり産業や食関連産業等の集積などによる本道経済を牽引する産業の活性化の促進などについて記述しているところがございます。

2ページ目でございますが、「第2」の「土地利用の原則及び調整」では、主として五地域ごとの土地利用の原則でございますとか、五地域が重複する地域における土地利用の優先順位などについて記述しております。

黄色で囲んだ上の2つの「土地利用の原則」と「五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針」については、五地域に係る個別規制法の大幅な改正が行われていませんことから、現行計画との変更は行っておりません。

他方、下でございますけれども、「北海道水資源に関する保全条例」を踏まえまして、朱書きで記載しておりますが、「水資源保全地域の土地利用」について新たに記述することとしたところでございます。

恐縮でございますが、計画書の本編でございますけれども、9ページをお開き願います。9ページの上段に記述しておりますとおり、土地利用は、土地利用基本計画図に示された都市地域、農業地域、森林地域などの五地域ごとに設定の趣旨並びに土地利用の原則及び重複地域における土地利用の調整指導方針に則して適正に行わなければならないとしているところでございます。

例えば、その下に「都市地域」がございまして、都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域としているところでございます。再開発等によりまして、土地利用の高度化を促進するとともに、市街化区域または用途地域において今後新たに必要とされる宅地については、計画的に確保、整備することとしており、また、10ページでございますけれども、(2)の「農業地域」でございまして、農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域としております。現況農用地は極力その保全と有効利用を図るとともに、農用地区域において今後新たに必要とされる農用地を計画的に確保、整備するとしているところでございます。

以下、森林地域、自然公園地域、自然保全地域についても同様に記述しているところでございます。

13ページをお開き願います。ここでは、五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針を記述しております。この調整指導方針では、都市地域と農業地域が重複する場合など、五地域が重複する9つのケースにつきまして、その土地利用の優先順位や誘導の方向等を示しているところでございます。

例えば、都市地域と農業地域が重複する地域におきましては、アにありますとおり市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域とが重複する場合には、農用地としての利用を優先し、農用地区域の除外は抑制するものとしているところでございます。

恐縮でございますが、何度も申し訳ありませんが、フラットファイルの一番最後のページをお開き願います。これは、本編13ページ以降で記述している重複地域における土地利用の調整指導方針を表としてまとめたものでございます。

先ほど、市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域とが重複する場合は、農用地としての利用を優先すると申し上げましたが、表の上段の「都市地域のその他」の欄と左側の「農業地域の農用地区域」の欄がクロスするところを見ますと、矢印となっております。下の凡例で矢印は、矢印の方向の土地利用を優先するとありますことから、この場合は、農用地としての利用を優先するということになります。

また、×印が表の中にありますけれども、これは制度上または実態上重複しないものでございまして、都市地域の市街化区域及び用途地域と農業地域というものは、制度上、重複できないこととなっております。

先ほど、ご審議いただきました計画図の変更に当たりましては、これまでご説明しました土地利用の基本方向でございますとか、土地利用の原則、調整指導方針を踏まえ、ご審議いただきたいと存じます。

資料2-3に戻っていただきまして、15ページをお開き願います。中段でございますけれども、今回新たに記載しました「水資源保全地域の土地利用」についてでございます。

近年、本道におきまして、水源の周辺における利用目的が明らかでない大規模な土地取引が認められましたことから、道では水資源の保全に関する施策を総合的に推進し、本道の豊かな水源がもたらす恩恵を現在と将来の世代が享受できるよう、平成24年3月に「北海道水資源の保全に関する条例」を制定したところでございます。道ではこの条例に基づき、水資源を保全するために特に必要があると認める区域を「水資源保全地域」に指定いたしまして、適正な土地利用を図ることとしているところでございます。

今回、計画書に新たに水資源保全地域に関することを記述いたしましたことから、計画図につきましても、参考情報として、この水資源保全地域を表示していきたいと考えているところでございます。今後、その表示の仕方も含めまして検討していきたいと考えているところでござ

ざいます。

最後に16ページでございますが、「土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画」でございます。これは、国や地方公共団体などによる大規模な開発計画をこの土地利用基本計画書に記載することによりまして、事業の実施を明らかに阻害するような計画区域内の土地取引について、利用目的の変更勧告等一定の規制を加えることができることとするものでございます。北海道開発局の申し出によりまして、現行計画に引き続きまして、苫小牧東部開発新計画及び石狩湾新港地域開発基本計画を記載することとしているところでございます。

なお、お手元に資料2-4として、北海道土地利用基本計画書の新旧対照表をお配りしておりますので、後ほどご覧願います。

最後に、今後のスケジュールでございます。

資料2-1をご覧願います。本日のご議論を踏まえまして、素案を決定し、その後、北海道議会へ報告する予定でございます。そして、その素案についてパブリックコメントを実施いたしまして、道民の皆様からご意見をいただき、それを踏まえまして原案を作成し、その原案につきまして、11月に文書照会でありますけれども、委員の皆様方にご意見をいただきたいと考えているところでございます。

その後、原案について市町村長や国土交通大臣からのご意見をいただいた後、来年1月の本審議会に計画案をお示しいたしまして、ご審議いただき、ご答申いただければと考えているところでございます。今年度中にこの土地利用基本計画書を変更したいと考えているところでございます。

以上で素案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### 【質疑応答】

□ 中村会長

はい、ありがとうございました。

計画書といたら、この資料2-3が計画書という、計画書と書いていないですけど、計画書ですね。これがそうですね。

□ 事務局（平賀主幹）

はい、そうです。

□ 中村会長

はい、それでは、ロードマップ的なことは最後におっしゃっていただけたということで、今日はこの素案とって、主な論点は資料2-2で別途示されていて、先ほど、詳しく土地利用の重複についてですね、五地域の重複について説明があったんですけど、これについては、前と変わっていないということによろしいですね。

□ 事務局（平賀主幹）

はい、現行計画を踏襲しております。

□ 中村会長

たぶん、新しく入られた方々に説明ということで、先ほどのファイルの一番後ろにあった重複地域の説明があったということで、これは基本的に第4次を踏襲しているということです。

それでは、今の説明、ちょっとこれだけの厚いものをバツと読み込んで意見を言うのも大変かもしれませんが、いかがでしょうか。お気づきになられた点がありましたら。

□ 永野委員

すいません、いいですか。

□ 中村会長

どうぞ。

□ 永野委員

林業協会の永野と申します。資料2-3ですかね、2-3の11ページ。一応、私どもの管轄する森林ということで、ちょっと気付いた点なんですけれども、「(3)森林地域」の中で森林地域云々というふうに書いてあります。そして、2段落目の森林地域の土地利用については、森林が木材生産等の経済的機能や、国土保全、水源の涵養と書かれてあるんですが、皆さん、ご承知のとおり、最近、非常に集中的な豪雨が発生してきて、大規模な土砂災害が発生しているということは、ニュース等で皆さんご存じだと思いますけれども、我々この業界でですね、森林の持つ、一般的に言われるんですけど、公益的機能という方法があるんですけども、その中で一番大きなものが当然、水源の涵養なんですけど、その2番目にたいいてい来るのがですね、土砂災害流出防止機能というものが具体的な表現としてあるわけなんです。

この文章の中では、「国土保全」、その中に入るかもしれないですけど、昨今のいろいろな自然災害とかを考えたら、森林の持つ公益的機能の中でも当然ですね、土砂災害流出防止機能というのはいちおう少し謳われてもいいんじゃないかなというふうな気がします。土砂崩れがあるんじゃないかといわれたらそれまでなんですけど。そういうことも少しですね、我々の業界では非常にPRしているところなんで、その辺を少し入れていただけたらと思います。何故かと言いましたら、同じ資料の17ページ、土地利用基本計画図地域区分別面積ということで、重複しているところはあるんですけど、道内の面積が書かれているんですけども、この中でやはり森林地域というのが非常に面積が、五地域の中で断然多いということになりますから、やはりその中で森林の持つ公益的機能というのはいちおう少し強調したいなというところがありますので、そのところを少しご配慮いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

□ 中村会長

はい、ありがとうございます。今の点についていかがですか。

□ 事務局（平賀主幹）

ご意見ありがとうございます。ただ今の永野委員からいただいたご意見を踏まえまして、事務局で検討させていただきます。

□ 中村会長

いわゆる国土保全とよくいうんですけど、「水」の部分が水源の涵養で、「土」の部分が土砂流出防備で、土砂流出防備と水源の涵養でたぶん90%を超えてしまうくらい保安林の面積を占めているので、むしろそういう用語が使われた方が、たぶん国土保全と書いてしまうと、その崩壊だとか土砂流出についてのイメージが湧きにくいということだと思いますのでご検討ください。

□ 中村会長

はい、他、いかがでしょうか。

□ 中村会長

どうぞ、大場委員。

□ 大場委員

資料2-4の13ページの都市地域の件でですね、空き家の件に関して、先ほど、冒頭にも概要でご説明していただいて、内容自体で特にどうというのはないんですけども、ちょっと気になるのがですね、都市地域の土地利用についての低・未利用地の活用はいいんですけども、空き家というのが土地利用についての記載として土地の利用なのかな、っていうのが素朴に思ったので。

あと、もう一つはですね、空き家対策法では、朽廃の建物に関して強制的に撤去するような方策もとられましたよね。そういうことを総合するとですね、例えば、空き家に対する総合的

な対策を行うとか、またはそこの空き家に関する何か都市に関係してですね、この計画に盛り込むのはまったく賛成なんですけども、そこら辺のちょっと整理の仕方、土地の利用ということに関して空き家の記載がそのまま、ストレートではちょっと違和感があるなということ、それから、空き家に関してはもっと総合的にいろいろ対策を講じている法律もできているので、そこもちょっと盛り込んでいただければいいのかなとちょっと思ったものですから、検討いただければありがたいと思います。

□ 中村会長

私も、空き家の有効利用とは具体的にどんなことを考えておられるのかぴんとこなかったのですけど。もし、今の質問も含めて、私の問いも含めて答えていただければ。

□ 事務局（平賀主幹）

まず、大場委員のご質問に対しましては、国の報告書とか、今年3月に策定いたしました道の国土利用計画におきましても、都市における土地利用の今後のあり方といたしまして、低・未利用地の有効活用と空き家の有効活用を並列で記述しておりましたもので、ここでもそのまま踏襲した形で記述しているところでございます。

それから、空き家の総合対策につきましては、大場委員のご意見を踏まえ、記述の内容につきましては、検討させていただきたいと思います。

また、会長ご質問の空き家の有効活用でございますけれども、特に市街地における空き家あるいは空き店舗等を想定しているのですけども、基本となる国土利用計画の中では、都市機能でございますとか居住を中心部や生活拠点等に集約していこうというような記述をしている部分がございます、宅地造成などで新たに宅地を作るのではなく、使われていない空き家、空き店舗を有効活用することによって、コンパクトな街づくりを図っていこうとか、そういったような意味での有効活用というものがあると思いますし、また、空き家、空き店舗があると地域自体が衰退したようなイメージが起きますので、空き家、空き店舗を活用することによって、その地域の活性化とかにも繋がってくると思います。そういった意味での再活用というのをここでは含んでおります。

□ 中村会長

それは、当然所有者の了解を以てやっているということなんですね。

□ 事務局（平賀主幹）

はい。

□ 中村会長

はい。何となくわかりました。では、今の大場委員のご意見については、ちょっとその辺の表現を検討するということによろしいですね。

□ 中村会長

はい、他、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

□ 迫田委員

迫田の方から一点、質問というか意見。新旧対照表の資料2-4で見ていただいた方がいいと思うんですけども、そこの4ページですね。4ページの真ん中あたりで第5次計画素案のキのところ、このキの記載を見ると、私、基本的に同じ発想でしか物事を見ないので、前に同じようなことで意見を言わせてもらったかもしれないですけど、これ何か京都のような、そもそもキの記載を読むと、何となく京都であれば歴史的なまちなみ、史跡が一体となって文化財的な価値を創出しているし、かなり開発圧力もあるので、その建ぺい率とかそういうようなもので周辺の景観規制というものが必要だというのがわかるんですけども、北海道においてそういう地域が現在あるのかっていうところで考えると、むしろ北海道の独自性をいうのであれ

ば、その上のところの力のところで、北海道らしいような景観があり、そこで何らかの開発とかがなされるときにそこにおいて規制をかけるとかっていう、北海道でそこまで方針があるのかどうかもわからないのですけれども、そういう文脈でいうのであれば何となくわかるのですが。

あと、やはり、個別にその後、地域ごとに記載がありますが、そこを見てもやはりキに当てはまるようなものっていうのが基本的にはないような感じがするので、これが日本全国として、国がいつているものであれば、わかるんですが、北海道において、これが当てはまるものが現時点で果たしてあるのかっていうところで。

別にこの記載について何か異論があるというわけではないのですけれども、何となくそんな印象を持ったな、というところがあります。

以上です。

□ 中村会長

はい、いかがですか。

□ 事務局（平賀主幹）

迫田委員には国土利用計画を作る際にも同様のご意見をいただいたところでございますが、歴史的なまちなみとして、函館とか江差とか小樽なんかをここではイメージしているものでございます。北海道、開発の歴史は浅いですが、北海道にもそういうところがあるということで、これにつきましては現行計画に引き続き同じような記述をさせていただいたところでございます。

それから、先ほど、力につきましても関連で触れられましたけども、例えば、景観、雄大な景観、自然景観がございますけれども、国土利用計画の審議の際には、例えば、十勝地方の畑にありますような防風林でございますか、ああいったものも歴史的な、北海道を開拓していく中で風雪に耐えるために林を列状に作ったというような、そういったものをここでは念頭に置いているというようなことでございます。

□ 中村会長

迫田委員がおっしゃったのは、そうであるならば、例えば、道南地域にそういう記載があるとか、それは大丈夫なんでしょうかね。地域の固有な歴史や文化を活かしたまちづくりというのが一覧表（資料2-2）には書いてありますが、そういう記載があるんですね、整合性がとれるということですね。

□ 事務局（平賀主幹）

資料2-3の6ページをご覧いただきたいのですが、6ページの中段に「イ 道南連携地域」というのがございまして、イの一番最後の行でございまして、「北海道新幹線や歴史・文化遺産の魅力を活かした地域づくりのための土地利用を進めます」というような記述をさせていただいているところでございます。

□ 中村会長

迫田委員、よろしいですか。

□ 迫田委員

はい。

□ 中村会長

ありがとうございます。他、いかがでしょう。特にございせんか。私がちょっと気になるのは、どこに書き込んだらよいかよくわからないのですが、資料2-2の一覧表を見ていると、例えばですね、自然環境の保全や再生とか野生生物の生息とかの適切な配置というのと、下の方に出てくる、例えば、風力発電とか再生エネルギーの問題というのが、けっこう私に問

いかけてこられる自然保護活動の方々だとか、そういう人にとっては、特に道北地方でやられている風車の問題だとか、けっこうデリケートな問題で、いわゆるバードストライクも含めた様々な自然環境に対してマイナスの影響も持つということで、できれば、特にこういう会議ですね、いわゆる個別法の上に乗っかるような形であるならば、そういったものの整合性はきちんととっていくといったようなそういう記載があるといいのかな、という気がします。

必ずしも2つが常にウインウインの関係にいかないもので、どっかでトレードオフ的にこっちを立てるとこっちが立たないといった問題が出てくると思うので、そういった整合性をきちっととりますといったような、どっかにそういう一文があってもいいのかなと思いました。ちょっと、どこに入れるかまだわかりません。

他、いかがでしょうか。特にありませんか。それでは多少私も含めてご意見が出て、一度、事務局とですね、私の方で調整させていただいて、ひょっとすると個別に永野委員と大場委員とは、こういった表現でいいだろうかということも含めて、メール等でお尋ねするかもしれませんが、一先ずそれを考慮した形、含めた形で、それを訂正するという含んだ形で素案として認めていただくということでよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。それをまとめた段階でこのあとパブコメ等の手続き、先ほどあったロードマップの手続きに移っていきたいと思います。ありがとうございました。

今日、予定された議題は以上なんですけども、全体を通して何か言い忘れたとかですね、何か、皆さん集まるのも年に2回くらいしかありませんので。いかがでしょうか。よろしいですか。

(発言なし)

□ 中村会長

はい、特に発言がないようですので、事務局の方から何かありますか。

□ 事務局（阿部課長）

特にございません。

□ 中村会長

そうですか。それではこれを持ちまして今日の審議を終了させていただきます。どうも長い時間にわたってご協力ありがとうございました。議事進行を戻します。

□ 事務局（阿部課長）

中村会長、どうもありがとうございました。

また、委員の皆様には貴重なご意見をいただきまして誠にありがとうございます。閉会に当たりまして、担当局長の山本からご挨拶申し上げます。

□ 事務局（山本局長）

中村会長、皆様、お時間ありがとうございました。

まずは、今、ご審議いただきました計画図の方につきましては、とりあえず保留事項がないということで、後日、変更についてのご答申いただけたらと思います。その後、9月中に計画図の変更を決定いたしまして、公表してまいりたいと考えております。

それから、次に計画書の関係でございますが、先ほど、担当の平賀の方からもご説明申しあげましたけれども、ちょっと私の方から再度、大変恐縮ですが、資料2-1をもう一度ご覧いただけますでしょうか。一番下4、今後のスケジュールというところでございます。

先ほど、ちょっと申しあげましたけれども、とりあえず、本日いただいたものについて、素案という形です。9月に開会されます道議会の総合政策委員会に報告するとともに、一般道民の皆様方にホームページ等でパブコメの実施、それから市町村への意向把握、そして、国土交通省との事前調整など、そして、また、本日いただいた委員の皆様方からのご意見などもこの辺に

反映させていただきまして、11月目途くらいで今の素案を原案という形、一步進まさせていただいたような形で作成したいと思います。

この際には、大変恐縮なんですけど、とりあえず文書照会ということでいったんお送りさせていただきますので、それにつきまして、電話でもメールでも結構でございますので、事務局の方にまたご意見をいただければと思います。

そして、併せまして、私ども市町村長や国土交通省と意見調整いたしまして、1月にですね、案ということで、もう一度、皆様方にお集まりいただくような審議会を開会させていただければなと思います。そこで、いわゆる最終案とさせていただきます、2月に道議会へ報告して、30年3月、29年度内にですね、計画書として成案させていただきたいなと思いますので、ご協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。

あと、先ほど、まず、永野委員の方からお話を頂戴いたしました森林の防災機能の関係、それから大場委員からもございました空き家の総合的な対策ですね、この2点とも前の計画書にはなかった、社会経済情勢が変化してきているが故の問題かなあと思っております。ですから、前計画にはなかったことを計画にどう取り込んでいくかということを経済局も考えてまいりたいと思いますし、また、個別にご相談させていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、迫田委員のおっしゃったところ、なかなか難しいところですね。計画をもう一度確認いたしまして、委員がおっしゃったようなところをもう少し地域性ですとかね、そういうの出せるようになればいいのかなと思いますので、その辺をもう少し検討したいと思います。

あと、中村会長がおっしゃいますところは一番難しい問題でございます、うまく双方がウィンウィンとかペイになるような形でですね、計画全体の位置づけも含めまして整理できればなと思いますので、その辺についても個別なり若しくは次回の審議会まで若しくは文書照会のと看になるかもしれませんが、また、その都度ご相談させていただければなと思います。

それでは、本日はお忙しい中、お時間をいただきましてありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。どうもありがとうございました。

□ 事務局（阿部課長）

長時間にわたりありがとうございました。

以上をもちまして、本日の審議会を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。

(以上)